

平成 25 年 6 月 26 日、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」は米国 グレンデール市の慰安婦像の記念碑に刻まれた文章と同趣旨のものです。

平成 29 年 2 月、日本政府はこの慰安婦像と碑文に対する反論文を米国連邦最高裁判所に提出しました。その文中には次のように記されたものがあります。「日本政府は十分に歴史上の事実を調査してきたので、グレンデール市の碑文に記載されている歴史上の記述の正確さに強く異議を唱える。」

この事実から解釈できることは、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」は日本政府の見解に反しているということです。

したがって平成 25 年 6 月 26 日、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」ならびにこれを基に作成し政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。

島根県議会は、平成 25 年（2013 年）6 月 26 日、「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」を採択されました。その内容には以下の通り、事実と異なる重大な誤りがあります。

1. 政府は「河野談話」によって「慰安婦」への政府の関与と強制連行を認め（以下省略）
2. 国際社会において、日本軍「慰安婦」問題が性奴隷制の問題であり（以下省略）

米グレンデール市は 2013 年（平成 25 年）7 月 30 日、次の文章がある慰安婦記念碑の除幕式を行いました。「1932 年から 1945 年の間に、20 万人のアジアの女性が家から狩り出されて、日本帝国の慰安婦とさせられ、性奴隷として奉仕させられた。日本政府にこの人権侵害の罪を認めることを要求する。」

この二つの事案は、ほぼ同時期のものであり、文章は違うものの意味合いは全く同質のものです。

私どもはすでに令和 2 年 2 月定例会に、グレンデール市の慰安婦像について触れた請願書を提出致しましたが、本請願は、先般の 9 月議会に採択された新たな意見書について、指摘すべき点も考慮し作成しました。

令和 2 年 2 月議会に提出した請願書の一部を以下に記します

「目良先生たちは、（中略）2017 年 1 月に米国連邦最高裁判所に上告申請書を提出されました。これを受け、同年 2 月 22 日に日本政府は米国連邦最高裁判所に目良先生たちを支援するアミカス・キュリエ・ブリーフ（意見書）を提出しました。しかし残念ながら目良先生たちの上告請願が連邦最高裁判所に受け付けられなかったことが明らかとなりましたが、日本政府が事の重大性に理解を示し始めたことに、希望をつなぐことができました。」

日本政府のアミカス・キュリエ・ブリーフ（意見書）の抄訳を記します。

- ・グレンデール中央公園にある碑は、慰安婦問題での日本政府の外交努力に対して際立った障害物となっている。その碑は 2015 年の日韓合意に反し、且つ合意の円滑な実行も邪魔するからである。日本政府は、この碑の存在が日本政府ばかりでなく、米国、韓国政府にとっても外交上際立った障害物であるとの見解を持つ。
- ・日本政府が当該法廷に第三者意見書を出す例は少なく、中核的な国家利益が関わる訴訟に関与を限定している。
- ・日本政府は十分に歴史上の事実を調査してきたので、（以下は表題に記載）
- ・日本にとり、何にも増して重要な事は、州やグレンデール市のような地方都市が、特にこの慰安婦問題のような敏感な外交問題に、首を突っ込まないことである。（以下省略）

先般の 9 月議会において決議されました「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」には政府に対して次の要請がありました。「日本政府の責任において、慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すこと」

日本政府は米国連邦最高裁判所に、慰安婦問題に関する政府見解を明確に示し、また外務省のホームページを通じて「慰安婦問題に対する日本政府のこれまでの施策」として性奴隷説、強制連行説を明確に否定しています。

島根県議会が本来すべきことは、日本政府の米国連邦最高裁判所への意見書にも書かれているように、「地方都市が、特にこの慰安婦問題のような敏感な外交問題に、首を突っ込まないこと」であり、その意味において今すべきことは、平成 25 年（2013 年）6 月 26 日、「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」並びに、これを基にして政府に提出された意見書を撤回もしくは無効とする決議をされることです。

以下は12月22日、島根県議会本会議で「請願者からの意見」として読み上げていただきました。

去る、11月28日、豊田有恒先生がご逝去されました。

豊田先生は作家、脚本家、評論家、その他多くの肩書を持っておられ、また数多くのご著書を執筆しておられました。その豊富な知識の量と、決して偉ぶることのない優しいお人柄で多くの人に愛され尊敬されていました。また島根県立大学名誉教授として、島根県にも大きな貢献をして下さったことは、県民の一人として感謝の念に堪えない思いです。

豊田先生は私たちの「慰安婦問題」に対する歴史認識にご理解を下さり、島根県議会が平成25年6月26日付で決議された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書”の撤回を求める請願の請願者として快くお名前を出して下さいました。それ以来、20回に及ぶ請願書にも、お名前を連ねて下さいました。

しかし本年10月4日、豊田先生ご自身から病状の重篤さを伝えられたこともあり、11月議会提出の請願書の内容はお伝えしましたが、請願者としてのお名前の記載は遠慮させていただいておりました。

その矢先の訃報であり、私どもとしても、まだまだ多くの事を教えていただき、その執筆活動においても、世論を正しい方向に導いて下さることを願っていただけに残念でなりません。

さて、私たちが11月議会に提出させていただいた請願書について、総務委員会において不採択とされたようですが、請願書の内容については、今回も全く触れられていなかったということです。

本年、9月議会において可決された、「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」には「慰安婦問題をめぐった議論は、国において行われるべきものである」と記されていましたが、「本来、国において行われるべき議論を、島根県議会が間違った解釈に基づき決議」をしたということが、そもそもの間違いの始まりであると指摘させていただきました。

「慰安婦問題」は歴史上稀に見る重大な冤罪事件です。今回の請願書は、島根県議会の慰安婦問題に対する認識には重大な事実誤認があると具体的かつ簡潔にまとめたものです。

それを一切議論することもなく不採択とする決議が果たして正当なものと言えるのでしょうか。

4年前に遡りますが、議論を導き出すかのような発言がありました。

それは令和元年9月26日の総務委員会において、豊田先生の教授時代の大学における講義内容に対して次のように疑義を呈する発言でした。

「反面、その講義内容によっては、対峙するようなご意見を持った先生も多分いらっしゃると思う。片一方だけの意見を聞きながら巣立っていく生徒は不幸であり、対峙できる先生の講義も必要である」というものです。

これは、「島根県立大学にも慰安婦強制連行説を論理的に肯定できる先生が存在するはずである」との主張であると思われます。

私どもが出してきた請願書に対する意見として、ある意味においては正当とも思えるご指摘でした。

このご指摘については、その後の議事録などに議論された形跡が見あたりませんが、このご指摘が決して正鵠を得たものでは無かったことが明確となる、関連する重要な事案を紹介します。

米国ではハーバード大学のラムザイヤー教授が2020年1月に慰安婦性奴隷説を否定する論文を書かれ、世界中で賛否両論がぶつかり合い、大きな物議をかもしたことはみなさんご存知であると思います。

慰安婦強制連行説を支持する勢力はラムザイヤー教授の論文に対して、反論にもならない反論しか出来ず、論文の撤回要求や、ハーバード大学に対して大量のヘイトメールを送り付け、ラムザイヤー教授の解雇まで要求したということです。

またハーバード大学の同僚の教授数人もラムザイヤー教授の「慰安婦論文」を強硬に批判したというものです。

ラムザイヤー教授は、原論文の発表から2年後、原論文の批判が出そろった2022年1月に、大学の同僚たちへの反論を始め、数多の批判に対する返答文を作成したのです。

そして、その返答文が出てから、2年近く経ちますが「慰安婦を性奴隷」と主張した人たちは沈黙したままで

あるということです。

今月 13 日にはそのラムザイヤー教授が記された翻訳本が出版されました。

タイトルは「慰安婦性奴隷説をラムザイヤー教授が完全論破」というもので、慰安婦強制連行説、性奴隷説を完膚なきまでに論破しているものだということです。

この事例から見て、先ほど申しました令和元年 9 月 26 日の総務委員会での「豊田先生の意見に対峙する先生の意見を聞けなかった学生は不幸である」との主旨は全く根拠のない話であったと言わざるを得ません。

結局、ラムザイヤー教授の慰安婦強制連行説、性奴隷説は事実無根とする論理性が、ハーバード大学の複数の教授から出された論文でさえ否定できなかったということは、豊田先生がおられた島根県立大学の他の先生も島根県議会も豊田先生の慰安婦問題における論理性に反論できないと言えるものです。

慰安婦強制連行説も性奴隷説も事実無根なのですから、それが現実なのです。

今回の請願書の請願者の欄にはアメリカでご活躍されたお二人の方にお名前を連ねていただきました。

お二人ともグレンデール市の慰安婦像や、島根県議会の慰安婦決議に憂慮しておられます。

現実にアメリカで生活をされ、慰安婦像をその目で見て来られた方は、将来に対して強い危機感を持っておられたと思います。請願者としてお名前を連ねることを快諾して下さいました。

令和 3 年 7 月 17 日、豊田先生からメールが届きました。内容の一部は

「今朝ほど、県議会事務局あてに、手紙を付けて、韓国関連の拙著を六冊送ってきました。議会関係者が、韓国認識に欠けている点、老生が嫌韓派と目されている点など、説明しました（以下省略）」

豊田先生は決して嫌韓派などではありませんでした。だからこそ誠意をもって真実を示そうとされたのです。

最後に、以前にも本会議で代読しましたが、豊田先生が議会あてに送られた手紙の一部を紹介します。

たびたび請願書を提出している県立大学名誉教授の豊田有恒です。このたびも請願書は却下ということになりましたが、皆様は正気でしょうか。どうか韓国に対して蒙を啓いてください。最新の拙著をお送りします。

現在、韓国は、島根県に帰属する竹島を、捏造に基づいて、慶尚北道に所属する独島なる詐称で呼んでおり、根拠のない領有権を主張しています。

いったい、島根県は、慰安婦決議なる利敵行為で竹島を韓国に譲り渡すつもりなののでしょうか。

愛する島根県の漁船が韓国警備隊に拿捕されるような事態をお望みなのでしょうか。

そうなるからでは遅過ぎます。どうか拙著を読んだ上で御再考ください。

ここに、島根県立大学名誉教授豊田有恒先生の御功績に敬意を表し、先生のご冥福をお祈りいたします。